

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業の持続的な成長を通じて、株主、会員、従業員、地域社会その他ステークホルダー、ひいては広く社会に貢献していくことを経営目標としております。

持続的な成長を継続させるためには、経営の効率化を図るとともに健全で透明な経営体制を構築する必要があると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実が当社における重要な経営課題と位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	524,000	22.20
中村 岳	480,800	20.37
加藤 智久	462,800	19.61
株式会社増進会ホールディングス	100,000	4.24
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	76,200	3.23
株式会社レアジョブ	70,530	2.99
藤田 利之	68,700	2.91
MSIP CLIENT SECURITIES	56,800	2.41
YJ1号投資事業組合	50,000	2.12
カブドットコム証券株式会社	34,300	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数更新	500人以上1000人未満
-----------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
君和田 卓之	他の会社の出身者							○				
三原 宇雄	公認会計士											
成松 淳	公認会計士											
五十嵐 幹	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
君和田 卓之			——	社外取締役であります君和田卓之氏は、総合商社における経歴を通じて培われたグローバルな事業経営に関する見識を有している点から当社の独立性を有する社外取締役として適任であります。

三原 宇雄	○	○	三原宇雄氏は、独立役員であります。	社外取締役であります三原宇雄氏は、公認会計士として会社財務・法務に精通している点から当社の独立性を有する社外取締役として適任であります。 当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。また、同氏は三原公認会計士事務所所長を兼任しておりますが、当社との間には人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
成松 淳	○	○	成松淳氏は、独立役員であります。	社外取締役であります成松淳氏は、公認会計士及び経験豊富な経営者の経験を有している点から当社の独立性を有する社外取締役として適任であります。 当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。また、同氏は株式会社ヘリオスの社外取締役、ウォンテッドリー株式会社及び株式会社クロス・マーケティンググループの社外取締役(監査等委員)を兼任しておりますが、当社との間には人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
五十嵐 幹	○	○	五十嵐幹氏は、独立役員であります。	社外取締役であります五十嵐幹氏は、IT業界の会社経営等につき、豊富な経験と幅広い見識を有している点から当社の独立性を有する社外取締役として適任であります。 当社と同氏の間には、人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。また、同氏は現在株式会社クロス・マーケティンググループの代表取締役社長兼CEO、株式会社クロス・マーケティングの代表取締役社長を兼任しておりますが、当社との間には人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社には、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人はありませんが、必要に応じて内部監査担当が監査等委員会の職務を補助いたします。また、独立性を確保するため、当該使用人による監査等委員会の職務の補助については業務執行取締役の指揮命令権が及びません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、会計監査人による四半期・通期の監査講評時に情報交換を行うことにより相互連携を図っております。監査等委員会と内部監査担当は、内部監査担当による内部監査実施ごとに、その活動状況と結果等について監査役に報告が行われることにより相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役に対し、企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役、社外取締役及び従業員に対し業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が1億円以上のものが存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。
取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の報酬は総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役(監査等委員である取締役を除く)については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に関するサポートは管理部が担当しており、必要に応じてサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に臨時開催を行っております。取締役会では、経営に関する重要事項について意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。また、取締役のうち4名が社外取締役であります。

b 監査等委員会・監査等委員

当社は、会社法関連法令に基づき監査等委員会制度を採用しております。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されております。監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、業務及び財産の状況等の調査をしており、取締役の職務執行を監督しております。また、監査等委員会を原則毎月1回開催することで、

各々監査等委員の監査内容について報告する等監査等委員間での意見交換・情報共有等を行っております。
また、監査等委員は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性・効率性の向上に努めております。また、当社の監査等委員は、全員社外取締役であります。

㋐ 経営会議

当社の経営会議は、執行役員以上で構成されており、週次で定期開催しております。取締役の諮問機関として位置づけられているため、意思決定は行っておりません。なお協議事項といたしましては、各部門の月次予算、重要決議事項、基本施策等であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であります。

当社は、あらゆるステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得るために、当社が属する業界及び事業に精通している取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び企業会計・税務や法務の知見と経験、豊富な経営経験を有する監査等委員である取締役を選任しております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役は内部監査担当者及び会計監査人と必要に応じて相互に意見交換を行い、それぞれ連携して監査の効率化・合理化を図り、その機能の強化に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算の早期化に努め、招集通知発送の早期化を図ってまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるように日程調整してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を検討してまいります。
その他	株主総会招集通知の発送と合わせて、当社ホームページにてその内容を公表し、株主の皆様にも少しでも早くその内容をご覧いただけるようにいたします。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	新聞社・IR支援会社等が開催する個人投資家向け企業説明会・展示会への積極的な参加を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表後、期末決算発表後に決算説明会を実施し、業績の説明、今後の経営展開、当社の取組み等の説明をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報のページに決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書等を掲載しております。 URL https://www.rarejob.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部及び経営企画室が担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対しまして、「金融商品取引法」、「東京証券取引所規則」、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則」、その他関連法規等を遵守し、適時・適切に企業情報を公平に開示することを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、内部管理体制の強化を目的として、諸規程の整備や内部監査担当を設置し、組織的な業務運営を行える体制を構築しております。内部監査担当は、内部監査規程に基づいて、事業年度ごとに監査計画書を作成し、会計監査、業務監査及び臨時的監査を実施しております。更に、各部門から提出される請求書等の帳票、申請書類に関しては、管理部が職務権限規程や業務フローの観点から遵守されているかを確認しており、内部監査と合わせて、内部統制システムは十分機能しております。

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

- a 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a)「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、管理部が全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。
 - (b)内部監査担当は、コンプライアンスの遵守状況を監査する。なお、法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてヘルプラインを設置・運営を行う。
 - (c)法令・定款違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。
 - (d)役職員の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。
- b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- c 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a)コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、取締役(管理担当)が主管となり、リスク管理規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布、役職員に対するリスク管理に関する教育・研修等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。
 - (b)情報セキュリティポリシーを整備し、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努める。
- d 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a)取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - (b)取締役は、中期経営目標及び単年度予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。
 - (c)「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に業務執行の手続きを簡明に定め、効率的な業務執行を可能にする。
- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a)コンプライアンス、リスク管理体制その他内部統制に必要な制度は、当社グループ全体を横断的に対象とし、当社がその管理運営にあたる。
 - (b)当社の内部監査を担当する部門は、子会社の監査を通じて、当社グループの内部統制の状況を把握・評価する。また、財務報告に係る内部統制については、当社の内部監査担当が子会社の内部統制評価及び報告を行う。
 - (c)子会社は当社の監査等委員に対し、リスク情報を含めた業務執行状況の報告を行う。
 - (d)子会社の事業活動に係る決裁権限は、「関係会社管理規程」による。
- f 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
監査等委員は、内部監査担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けないものとする。
- g 監査等委員のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (a)取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
 - (b)補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。
- h 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役、使用人が当社の監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制
 - (a)当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)または使用人並びに当社子会社の取締役、使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員との協議により決定する方法による。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員から情報の提供を求められた際に、遅滞なく業務執行等の情報を報告する。
 - (b)監査等委員会へ報告した取締役(監査等委員である取締役を除く。)または使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- i 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a)監査等委員がその職務の執行にあたり生じた費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (b)監査等委員が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担する。
 - (c)監査等委員は、実効的な監査を行うため、代表取締役、会計監査人、内部監査担当とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することができる。
- j 財務報告の信頼性を確保するための体制
内部統制システムの構築に関する基本方針および関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (a)反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消する。なお、当社取締役及び使用人で、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対策に関する規程」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、当該取引を開始する。
- (b)管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行う。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築すると共に、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- (c)反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、顧問法律事務所、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

その他

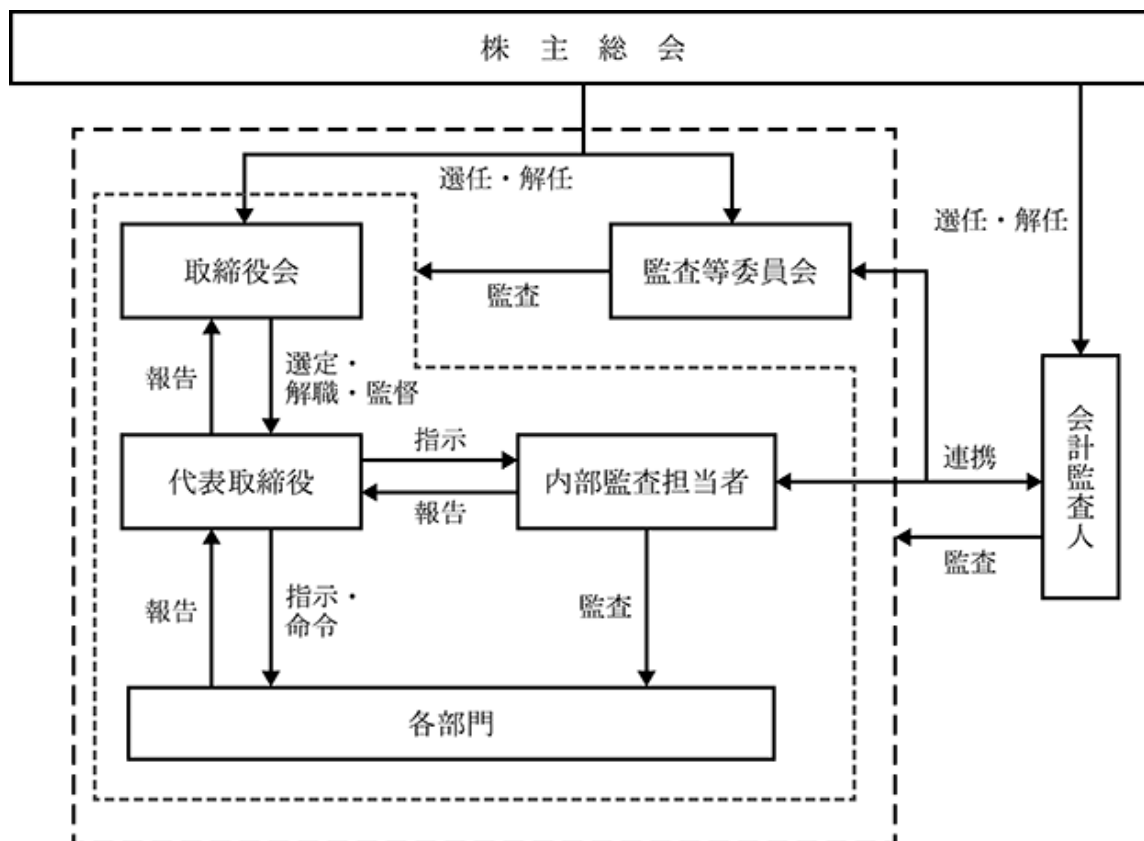
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

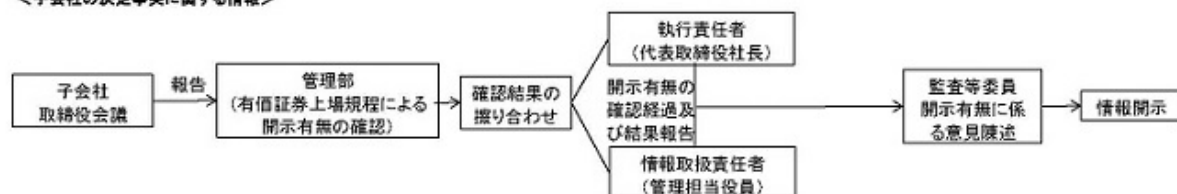


当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。
【適時開示体制の概要（模式図）】

< 当社の決定事実・決算に関する情報等 >



< 子会社の決定事実に関する情報 >



< 当社グループに係る発生事実に関する情報 >

